

所得税の確定申告、市・県民税の申告 3月15日(金)までに申告を

平成30年分の所得に係る所得税の確定申告と、市・県民税の申告の受付が始まります。所得税は藤沢税務署で、市・県民税は市役所で手続きを行ってください。

【市民税課市民税担当】

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の各種所得金額が20万円以下であるときは、所得税及び復興特別所得税の確定申告は不要です。ただし、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには確定申告書の提出が必要です。また、確定申告が不要であっても市・県民税の申告が必要な場合があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告は藤沢税務署 ☎0466(22)2141へ

藤沢税務署での相談、提出

藤沢税務署申告書 作成会場開設期間	2月18日(月)～3月15日(金) 【受付】8時30分～16時(提出は17時まで) 【相談】9時～17時
----------------------	--

※ 土・日曜日を除く(2月24日(日)、3月3日(日)は開場)
※ 2月1日(金)～3月15日(金)の期間、駐車場は使用できません

相談・申告にお越しの際のご注意

- 申告に必要な書類、印鑑、電卓、筆記用具、マイナンバーカードもしくは番号確認書類(通知カード等)と身元確認書類(運転免許証等)をご持参ください。
- 還付申告をされる方は、申告者名義の金融機関口座が分かる資料をお持ちください。
- 混雑時には相談の受付を早めに終了することがあります。
- 茅ヶ崎商工会議所の駐車場は使用できません。市役所駐車場は混雑が予想されるため、お車での来庁はお控えください。
- 確定申告書の提出には税務署への郵送もご利用ください。

藤沢税務署以外での相談、提出

記載された相談内容・対象以外は税務署で申告相談をしてください。

日 時	①税理士による無料申告相談	②税理士独自事業「確定申告無料相談」	③市が行う簡易な確定申告書の申告相談・提出
1月29日(火)～31日(休)	2月1日(金)	2月18日(月)～3月15日(金)の平日	
9時30分～12時 13時～15時30分	10時～12時 13時～16時(受付は15時30分)	9時～16時 (提出のみは9時～17時)	
茅ヶ崎商工会議所 4階大会議室	茅ヶ崎商工会議所 4階大会議室	市役所本庁舎会議室2・3	
年金受給者・給与所得者の申告・300万円以下の事業所得・不動産所得 ※ 提出のみは不可	年金受給者・給与所得者の医療費控除の還付申告 ※ 提出のみは不可	年金受給者・給与所得者の申告※	

※【受け付けできない申告】総合課税の譲渡所得・配当所得の申告、事業所得・不動産所得・雑所得があり収支内訳書を作成していない方、退職所得・土地・建物及び株式等の譲渡所得などの分離課税の申告、青色申告、損失申告、雑損控除、住宅ローン控除の申告、更正の請求・修正申告、亡くなられた方の申告、29年分以前の過去の申告などの複雑な申告相談

※ 昨年度まで1月下旬に市役所で実施していた「三税申告書作成指導会」は、今年度は実施しませんのでご注意ください

◆ 申告書や手引きの入手方法

国税庁☎で入手できます。1月28日(月)から市役所市民税課、小出支所、辻堂駅前・ハマミナー・香川駅前出張所と茅ヶ崎駅前・萩園市民窓口センターでも配布(1人1部。無くなり次第終了)。必要な書類がない場合は藤沢税務署へ請求してください。

◆ 医療費控除を受けるための手続きが変更

- 平成29年分以降、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」※の添付が必要となりました。
- 記載事項：医療を受けた人、病院・薬局ごとに医療費を合計。
 - 医療保険者から交付を受けた医療費通知(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など)を添付すると、明細の記入を省略できます。
 - 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません)。
- ※ 国税庁☎に「医療費控除の明細書」の様式があります

◆ インターネットでの申告手続きが便利になります

マイナンバーカードやICカードリーダーライターをお持ちでない方でも、税務署でIDとパスワードの登録申請をすれば、パソコン、スマートフォン、タブレット端末から電子申告が可能です。
(ID・パスワードは税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行されます)

市・県民税の申告

市役所での相談、提出

日時	場所
1月4日(金)～2月15日(金)の平日8時30分～17時	市民税課
2月18日(月)～3月15日(金)の平日9時～16時 (提出のみは17時まで)	本庁舎会議室2・3
3月3日(日)9時～16時	本庁舎会議室2・3

市役所以外での相談、提出

※ 時間はいずれも9時30分～15時
※ 駐車場が限られているため、お車での来場はお控えください

日程(2月)	場所
1日(金)	香川公民館
4日(月)	ハマミナーまなびプラザ 3階体育室 ※ 上履き持参
5日(火)	松林公民館
6日(水)	小出地区コミュニティセンター
7日(木)	鶴嶺公民館
8日(金)	小和田公民館
12日(火)	鶴が台団地集会所
13日(水)	うみかぜテラス(体験学習センター)

小出支所 事務所再移転のお知らせ

小出支所は耐震補強と施設改修工事のため、小出地区コミュニティセンター第3会議室に移転していますが、工事完了に伴い2月25日(月)から元の場所(芹沢888)で業務を再開します。併設している図書室と集会施設の利用も再開しますので、ぜひご利用ください。

【小出支所 ☎(51)0005】

業務開始日		
小出支所	2月25日(月)	※ 集会施設の利用申込は、1月30日(水)から小出地区コミュニティセンター第3会議室にて受け付けます
図書室	2月26日(火)	
集会施設	3月1日(金)	

主な施設の 2月 の休館日

施設名	休館日
公民館、青少年会館、地域集会施設、文化資料館	4日・12日・18日・25日
うみかぜテラス	12日
図書館本館、図書館香川分館	4日・12日・18日・21日・25日
市民文化会館	25日
美術館	4～9日・12日・18日・25日
ちがさき市民活動サポートセンター	20日
男女共同参画推進センターいこりあ	3日・10日・17日・24日
勤労市民会館	25日
開高健記念館、茅ヶ崎ゆかりの人物館	4～7日・12～14日・18～21日・25～28日
スポーツ施設	12日

相談窓口一覧

相談名	日時・場所	備考
市民相談	月～金 8時30分～17時	
市民安全相談/交通事故相談/防犯相談	月～木 9時～17時	
行政相談	第2・4水 13時～15時	
建築紛争相談	原則第3水 11時～17時	
法律相談(同じ内容は1人1回のみ)	火・木 10時～15時30分	
人権相談	第2金、第4火 13時～16時	
税務相談	第1・3水、第4木 13時～16時	
公証相談(遺言、大切な契約など)	第2月 13時～16時	
不動産相談	第1・3金 13時～16時	
多重債務法律相談	第1月、第4金 13時15分～16時15分	
分譲マンション管理相談	第2金 13時～16時	
司法書士相談(不動産、商業登記など)	第2火 13時～16時 寒川町役場町民相談室 ☎(74)1111	
暮らしと事業の相談(相続手続きなど)	第4月 13時～16時	
多重債務相談	月～金 8時30分～17時	
犯罪被害者等支援相談	職員 月～金 8時30分～17時 ピア神奈川 第1・3水 10時～16時	
消費生活相談	月～金 9時30分～16時(消費生活センター) 月・木 10時～16時(受付は15時まで) 寒川町役場消費生活相談室 ☎(74)1111	
消費生活法律相談	第2金 13時～16時(消費生活センター)	
家計あんしん相談	第1・3木 11時～11時50分、13時15分～16時5分(消費生活センター)	
発明相談	第3金 13時～16時 産業振興課商工業振興担当	
生活自立相談	月～金 8時30分～17時 生活自立相談窓口(市役所分庁舎2階)	
がん相談	月～金 8時30分～17時 市立病院がん相談支援センター ☎(52)1111	

相談日の前日17時(法律相談、多重債務法律相談は相談日の前日15時)までに予約がない場合は相談は開設しません

